

令和2年6月15日

各位

湯宮産業廃棄物対策連絡協議会
委員長 山中祐輔

湯宮産廃経過報告

- ☆始まりは、平成9年に有限会社栃木興産が肥料保管と称して3,000立米の汚泥を不法投棄したものの処分方法だった。
- ☆平成18年3月9日に吾栄が県北環境森林事務所（以後県北という）に対し1回目の産廃業許可申請（83,000立米）を行なったが、平成19年6月20日に失効した。
- ☆平成19年10月12日に規模が約3倍(232,700立米)になった計画書を再提出した。
- ☆平成24年2月2日に県北に宛てて「平成23年5月2日に提出した同意書を改めて同意の確認や取得を致しますので、取り下げをお願いします。」との「取り下げ書」を提出した。
- ☆平成26年2月26日に改めて県北に「報告書（同意取得の状況）」という書面と共に少なくとも2通の偽造した同意書を提出した。この同意書は、1回目（平成18年）の許可申請で取得したものを切り貼りし、有印私文書の偽造及び同行使したものである疑いが生じた。
- ☆平成29年6月27日産業廃棄物営業許可が下された。
- ☆令和元年6月13日に栃木県庁で同処分場の設置許可の取り消しを求めた要請書を提出し、同日栃木県庁記者クラブにおいて記者会見を開いた。
- ☆令和元年8月27日に田代美代子様の県による事情聴取が行われ吾栄は同意書の切り貼りを認めた。
- ☆令和2年3月27日に田代美代子様の2度目の県による事情聴取が行われた。
- ☆県北職員は、「なるべく早く返事をする。」との事だったが、未だに返事がこない状況が続いている。